

国不建第 315 号  
令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」  
の一部改正について

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号）が令和元年 6 月 5 日に成立、同月 12 日に公布され、一部の規定を除き令和 2 年 10 月 1 日から施行されました（※技術検定制度の見直し（建設業法第 27 条関係）のみ令和 3 年 4 月 1 日から施行。）。これに伴い、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 171 号）が令和 2 年 5 月 20 日に公布、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 69 号）が同年 8 月 28 日に公布され、いずれも同年 10 月 1 日に施行されたところであり、関係ガイドラインについても併せて改正を行ったところです。

つきましては、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」を別添のとおり改正し、令和 3 年 1 月 1 日より適用することとし、各地方整備局建政部長等に通知しましたので、参考までに送付します。